

会 則

(目的)

第1条 当クラブは、株式会社オーシャンスポーツクラブが運営管理するスポーツ施設であり、その利用を通じて、会員の体力向上・健康維持増進に努め、会員相互の親睦を図り生活の質の向上を目指すことを目的とします。

(入会資格及び手続き)

第2条 当クラブの目的に賛同する方で所定の入会手続きを終了した方は、クラブの会員となります。刺青のある方、暴力団関係の方、医師の診断により運動を禁止されている方、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性のある方、その他当クラブが不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

(会員資格の種類)

第3条 当クラブの会員資格は、個人会員、法人会員の2種目に区分されます。但し、必要に応じ会員の種類を設定し又は廃止することがあります。

(会員)

第4条 ①会員は、所定の入会手続きを行い、当クラブの承認を得た上で、定められた料金を支払うことにより、施設利用に関する規則等の定める事項を遵守のうえ施設を利用することができます。

②会員は、クラブの承認を得て会員以外の方（ビジター）を同伴し又は紹介することにより、別に定める料金を支払うことによりビジターに施設を利用させることができます。但し、ビジターの責に帰すべき生じた損害については、会員が連帯して賠償の責を負うものといたします。

③会員は、入会手続きと同時に諸費用を支払うものと致します。一旦納入した諸費用は原則として返金されません。

④会員は施設利用の有無にかかわらず、規定の諸費用を納入期日までに支払うものとします。一旦納入した諸費用は原則として返金されません。

⑤会員が休会するときは、前月の10日までに所定の方法で届け出るものとする。休会期間は、別に定められた費用を支払わなければなりません。

⑥会員が退会する時は、当月の10日までに所定の方法で届け出ることにより、その月末限りで退会することができます。

(会員資格の喪失)

第5条 会員は、次の場合に会員資格を喪失いたします。

① 退会届が受理されたとき ② 除名されたとき ③ 本人が死亡したとき

④ 当クラブが閉鎖されたとき

(会員資格の譲渡禁止)

第6条 会員資格は本人限りとし、他に譲渡・貸与することはできません。

(会員の資格停止及び除名)

第7条 会員が次の各号の一つに該当した場合は、当クラブはその会員の会員資格を一定期間停止又は除名することができます。

① 当会則、その他会社の定めた諸規則に違反したとき

② 当クラブの品位名誉、若しくは信用を傷つける行為をしたとき

③ 当クラブの秩序を乱したとき、又は乱す恐れがあると会社が認めたとき

- ④ 諸費用の支払を連続して2ヶ月以上怠ったとき
- ⑤ その他当クラブが 会員としてふさわしくないと認めるとき

(入場資格)

- 第8条 本施設へ入場できる方は、次の通りといたします。
- (1) 当クラブの会員
 - (2) 会員の同伴者もしくは紹介を得た方（ビジター）
 - (3) その他、特に認める方
- 但し、入場にあたり所定の入場手続を行なわなければなりません。

(遵守事項)

- 第9条 入場者は本会則、施設利用規則、その他施設毎に定められた注意事項を遵守し、事故を防止するとともに、相互の親睦を図り健全な社交の場として秩序の維持、向上に努めるものとします。
- これらに違反した場合は、退場処分とすることがあります。この場合、納入された費用は払戻しいたしません。

(損害賠償責任)

- 第10条
- ①入場者が施設利用にあたり、入場者自身が受けた損害に対して、会社は会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
 - ②入場者が施設利用にあたり、利用者の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えたときは、入場者が当該損害に関する責を負うものといたします。
 - ③入場者同士の間に関生じた係争やトラブルについては、会社は会社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

(18歳未満の取り扱い)

- 第11条 入場者が18歳未満の場合は、その親権者が入場手続を行なったか否かにかかわらず、本会則、施設利用規則等に定められた入場者としての義務を負い、本人と連帯してその責を負うものといたします。

(施設の貸与)

- 第12条 本施設は、会員以外の方でもその全部または一部を特に貸与して利用することを認めることがあります。

(施設の閉鎖・休業・使用制限)

- 第13条 本施設は次の場合、その全部又は一部の閉鎖・休業もしくは使用を制限することができます。予め予定されている場合は、原則として一ヶ月前までにその旨を告知します。但し、これにより会員の支払義務が軽減されたり免除されることはありません。
- ①気象災害その他により、開場が適切でないと認められるとき
 - ②施設の改造又は補修・点検による場合
 - ③年未年始、夏季及び毎月の定休日
 - ④その他特別行事など運営管理上必要と認められるとき

(会則の改訂)

- 第14条 本会則は、必要の都度、施設内に公示することにより改訂することができます。